



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Lingua theodiscaとは何か : 『フランク王国編年誌』788年の頃と "Capitulare Italicum" (801年) 第3章の解釈
Author(s)	三佐川, 亮宏
Citation	北海道大學文學部紀要, 41(1), 127-156
Issue Date	1992-09-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33593
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(1)_PL127-156.pdf



Lingua theodisca とは何か

——『フランク王国編年誌』788年の項と
“Capitulare Italicum” (801年) 第3章の解釈——

三 佐 川 亮 宏

は じ め に

「Deutsche ドイツ人」という呼称はいつ頃から史料に現れるのであろうか。このような素朴な疑問に導かれつつ、筆者はこれまで予備的考察として二つの研究ノートをまとめてきた。

手始めとしてまず、言語学者 Leo Weisgerber (1899-1985年) の所説の一部の紹介・批判を試みた¹⁾。その目的は、deutsch という語の起源に関する永年の研究史について一つの見通しを得ることにあった。ヴァイスゲルバーの研究は、第2次大戦中に発表されて以来、長らく通説としての位置を占めてきた。しかし筆者の理解によれば、彼の主張は今日もはやその地位を失ってしまったといえる。他方、現在の研究状況においてこれに取って替わるような新たな通説はなお確立されていない。

1) 拙稿「“Theodiscus”の起源——L. ヴァイスゲルバーの所説の検討を中心に」『北大史学』31, 1991年, 1-16頁 (以下、拙稿1と略記)。

次に、deutsch に関する史料事例をその最初期に属する2例について検証した²⁾。ゴート語の副詞 piudisko と中世ラテン語の副詞 theodisce がそれぞれである。前者は、Ulfilas の『ゴート語訳聖書』(4世紀半ば)において1例のみ確認される。しかしこの場合 piudisko は、ウルフィラによる ad hoc な造語の所

産であることが明らかにされ、deutsch に関する事例からは除かれた。この結果、後者がその最古の史料事例として位置付けられることになる。theodisce については、その重要性のゆえにここでもう一度テキストを挙げておく。

2) 拙稿「“Theudisk”と“theodiscus”——最初期の史料事例を中心に」『北海道大学文学部紀要』40-2, 1992年, 133-147頁(拙稿2)。

theodisce が現れるのは、786年、オスティア司教ゲオルクがローマ教皇ハドリアヌス1世に宛てた書簡の中においてである。同年ゲオルクは、教皇使節としてイングランドに派遣された。彼はまずノーサンブリア王国の Corbridge において教会会議を主宰し、20章から成る決議をまとめた。次いでゲオルクは、マーシア王国の Cealchyd の教会会議を訪れた。そこでは Corbridge の決議内容の検証がおこなわれた。

[1] “Et in conspectu concilii clara voce singula capitula perlecta sunt et *tam latine quam theodisce*; quo omnes intellegere potuissent”³⁾。

Corbridge での決議事項は、Cealchyd の会議に出席した人々の面前で、個々の章ごとに明瞭に読み上げられた。その際、全ての人々が理解できるよう二つの言語が用いられた。一つはラテン語、そしてもう一つの言語が問題の theodisce である。

3) *MGH Epistolae IV.*, hg. v. E. Dümmler, 1895, ND. München 1978, Nr. 4 S. 28 (イタリックは筆者による。以下同様)。F. Vigener, *Bezeichnungen für Volk und Land der Deutschen vom 10. bis zum 13. Jahrhundert*, 1901, ND. mit einem Nachwort von H. Beumann, Darmstadt 1976, S. 29 (代表的な事例のみを収めた一種の史料事例集。theodiscus 以外の呼称も収録されている。)。W. Krogmann, *Deutsch. Eine wortgeschichtliche Untersuchung*, (Deutsche Wortforschung, 1), Berlin-Leipzig 1936, S.16 (S. 7-40 に theodiscus の史料事例を収録。ただし遺漏も少なくない。)

さて、theodisce は、中世ラテン語の形容詞 theodiscus の副詞形である。theodiscus の語義は、その語源の分析の結果、「volklich 民衆の」,「zum Volk gehörig 民衆に属する」であることが明らかにされている⁴⁾。ただし、この形容詞は、当初ほとんどもっぱら lingua theodisca という組み合わせでのみ用いられている。lingua theodisca とは字義通りに訳するならば「Volkssprache 民衆語」である。ここから、[1] の theodisce の語義は「民衆語によって」となる。前稿では、上記の文脈において theodisce が「民衆語によって」という語義のもとに、「Angelsächsisch アングロ・サクソン語」を表記していたことを確認した⁵⁾。

4) 拙稿 1, 2 頁。拙稿 2, 134 頁。

5) 拙稿 2, 144 頁。lingua theodisca の“語義”と“表記対象とする言語”の違いについては、拙稿 2, 143 頁を参照されたい。

本稿の課題は、[1] に続く theodiscus の事例の紹介・検討である。取り上げる事例の数はここでもわずか 2 例に限定される。それは、[1] の場合と同様この 2 例についても研究史上の重要な論点への言及が不可欠と考えられるからである。

I 史料

1 “quod theodisca lingua harisliz dicitur”

theodiscus の第 2 の事例は、バイエルン太公 Tassilo III (741–794 年以降) に対する有名な訴訟との関連において現れる。“*Annales regni Francorum*” (『フランク王国編年誌』) の 788 年の項によれば、この訴訟は次のように展開された¹⁾。同年、フランク国王カール (在位 768–814 年) は、Ingelheim において宮廷会議を開催した。このとき“忠誠なバイエルン人たちは、タシロが国王に対する忠誠の誓約を破ったと非難し、タシロに対する訴訟を提起した。これに対しタシロは次のように告白した。フランクの敵であるアヴァール人へ使者を派遣したこと、バイエルンにおけるカールの家臣を懐柔したこ

と、さらに自らの家臣に対しても国王に偽りの誓約をおこなうよう強要したこと。

- [2] “Et de haec omnia conprobatus, Franci et Baioarii, Langobardi et Saxones, vel ex omnibus provinciis, qui ad eundem synodum congregati fuerunt, reminiscentes priorum malorum eius, et quomodo domnum Pippinum regem in exercitu derelinquens et ibi, *quod theodisca lingua harisliz dicitur*, visi sunt iudicasse eundem Tassilonem ad mortem”²⁾.

「これら（タシロの罪状）について全てが真実であると証明された。そしてフランク人、バイエルン人、ランゴバルド人、ザクセン人および王国の全ての地方からこの会議へと招集された人々は、彼（タシロ）によってなされた数々の悪行、さらに彼がかつて主君である国王ピピンの軍隊を離脱したこと——それは *theodisca lingua* によって *harisliz* と呼ばれる——を想起し、かのタシロに対して死刑の判決を下した。」

-
- 1) *Annales regni Francorum inde ab a. 741 usque ad a. 829, qui dicuntur Annales Laurissenses maiores et Einhardi*, hg. v. F. Kurze, MGH SS rer. Germ., 1895, ND. Hannover 1950, S. 80.
- 2) Ebd., S. 80. J. F. Böhmer - E. Mühlbacher, *Regesta Imperii. Die Regesten des Kaiserreichs unter den Karolingern 751-918*, 2. Aufl., 1909, ND. Hildesheim 1966, Nr. 294a S. 121f. (以下 *BM*²). Vigener, a. a. O., S. 30. Krogmann, a. a. O., S. 17.
-

「彼（タシロ）がかつて主君である国王ピピンの軍隊を離脱したこと」とは、763年のアクトニア遠征での出来事を指している³⁾。このようにタシロへの判決は、25年もの以前の出来事の記憶を掘り起こすことによって下されたのである。結局タシロは、カールの赦免によって死刑を免れ、修道院へと送られた⁴⁾。

-
- 3) *Annales regni Francorum*, S. 20, 22. *BM*², Nr. 96d S. 50. フランク国王とタシロの間に起きた一連の事件の経過についてはさしあたり次の文献を参照。P. Clas-

sen, Bayern und die politischen Mächte im Zeitalter Karls des Großen und Tassilos III., in: *Ausgewählte Aufsätze von Peter Classen*, hg. v. J. Fleckenstein, (Vorträge und Forschungen, 28), Sigmaringen 1983, S. 231–248, (zuerst in: *Die Anfänge des Klosters Kremsmünster. Symposium 15.–18. Mai 1977*, redigiert v. S. Haider, Linz 1978, S. 169–187). L. Kolmer, Zur Kommendation und Absetzung Tassilos III., in: *Zeitschrift f. bayerische Landesgesch.* 43, 1983, S. 291–327.

4) *BM²*, Nr. 294a S. 122.

さて、763–788年の間のフランク国王とタシロの関係については、『フランク王国編年誌』がほとんど唯一の情報源である⁵⁾。『同編年誌』は、国王宮廷に属する複数の人物によって著された作品であり、フランク王権にとってのいわば公式の歴史記録であった⁶⁾。その叙述は741年から829年にまで及ぶが、成立時期は二つの段階に分けられる。第1部は788年ないしその直後、遅くとも791年頃までに成立し、その際最初の741年から788(791)年にまでわたる部分が一挙に著された。これに続く第2部は、第1部の完成以降各年毎に執筆されたと推定される⁷⁾。このうち、問題の788年のタシロ裁判に関する文章は、その文体が判決文の形式に酷似していることから、インゲルハイムの判決文を記した裁判証書に由来するのであろうと考えられている⁸⁾。

5) Vgl., Classen, a. a. O., S. 234. Kolmer, a. a. O., S. 292f.

6) Vgl., W. Wattenbach - W. Levison - H. Löwe, *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger*, Heft 2, Weimar 1953, S. 247–254.

7) このように第1部の終結時点については研究者間に若干の意見の相違が見られる。ここでは Classen, a. a. O., S. 235 に依拠した。Vgl., Wattenbach-Levison-Löwe, a. a. O., Heft 2, S. 249–252. Kolmer, a. a. O., S. 293. C. Brühl, *Deutschland-Frankreich. Die Geburt zweier Völker*, Köln-Wien 1990, S. 196 Anm. 113.

8) この見解は、1882年に Viktor Barchewitz によって提起され、H. Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Bd. 1, 1. Aufl., Leipzig 1887, S. 30 Anm. 4 の同意を得て以来通説となっている。Vgl., Wattenbach-Levison-Löwe, a. a. O., Heft 2, S. 250 Anm. 289. Classen, a. a. O., S. 235. Kolmer, a. a. O., S. 293 mit Anm. 17.

次に、『フランク王国編年誌』の伝承状況について。その写本は多数伝えられており、最古のものは9世紀に由来する⁹⁾。この中には、theodisca を thedisca と表記した写本も1種類存在するが、theodisca lingua という語句の

同時代性についてこれまで疑義が提起されたことはない。

- 9) 詳細については Praefatio von F. Kurze, in: *Annales regni Francorum*, S. IX-XV の他, *Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte*, Teil 1, hg. v. R. Rau, (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters, 5), Darmstadt 1955, S.4-7 を参照。

ところで、これら多数の写本のうち一群のものは、『フランク王国編年誌』の多数の箇所には大幅な改訂を加えている。一般に“*Annales qui dicuntur Einhardi*” (『伝アインハルト編年誌』) と呼ばれているものである。その著者は不明であるが、『フランク王国編年誌』と同様国王宮廷に属する人物であったと考えられている。成立時期は、814-817年頃と推定される¹⁰⁾。以下に、その788年の項から〔2〕に対応する箇所を引用・併記する¹¹⁾。

『フランク王国編年誌』

〔2〕 “Et de haec omnia conprobatus, *Franci et Baioarii, Langobardi et Saxones*, vel ex omnibus provinciis, qui ad eundem synodum congregati fuerunt, reminiscens priorum malorum eius, et quomodo domnum Pippinum regem in exercitu derelinquens et ibi, *quod theodisca lingua harisliz dicitur*, visi sunt iudicasse eundem Tassilonem ad mortem”.

『伝アインハルト編年誌』

〔2-a〕 “Quod verum fuisse rerum in eodem anno gestarum probavit eventus. Obiciebantur ei et alia conplura et dicta et facta, quae non nisi ab inimico et irato vel fieri vel proferri poterant; quorum ne unum quidem infitiri coepit, sed *noxae convictus uno omnium adsensu ut maiestatis reus capitali sententia damnatus est*.

『伝アインハルト編年誌』は、763年の出来事について何ら具体的に言及していない。問題の判決については次のように極めて簡潔に記している。「(タシロは) 有罪とされ、全員一致の同意によって大逆罪として死刑の判決を受けた。」すなわち、タシロに対する死刑判決の根拠として新たに「*maiestatis reus* 大逆罪」¹²⁾というローマ法上の概念が挙げられている。これに対し、『フ

ランク王国編年誌』が伝える4部族の名や *harisliz* , あるいは *theodisca lingua* などの語句は、『伝アインハルト編年誌』において全て削除されている。

-
- 10) Wattenbach-Levison-Löwe, a. a. O., Heft 2, S. 254–256. Carlrichard Brühl は、通説と異なりその著者をアインハルトとする見解を提示している。Brühl, a. a. O., S. 85 Anm. 7, S. 135f. mit Anm. 304f.
- 11) *Annales q. d. Einhardi* (上注1), S. 81.
- 12) Vgl., R. Lieberwirth, Art. “Crimen laesae maiestatis”, in : *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, hg. v. A. Erler - E. Kaufmann, Bd. 1, Lfg. 3, Berlin 1966, Sp. 648–651.
-

2 “*quod nos teudisca lingua dicimus herisliz*”

theodiscus の第3の事例は、再び *harisliz* とともに現れる。カールは皇帝戴冠直後の801年春¹³⁾、彼の帝国のうちイタリアについてのみ適用されるカピトゥラリアを布告した。この“*Capitulare Italicum*”の第3章には次のように記されている。

[3] Cap. 3: “De desertoribus. Si quis adeo contumax aut superbus extiterit, ut, dimisso exercitu absque iussione vel licentia regis domum revertatur, et *quod nos teudisca lingua dicimus herisliz* fecerit, ipse ut reus maiestatis vitae periculum incurrat et res eius in fisco nostro socientur”¹⁴⁾.

この文言によれば、*lingua theodisca* にいう *herisliz* とは、国王の命令・許可を得ず、むしろ尊大あるいは高慢さのゆえに軍隊を離れ故郷へと帰還することである。その違反は、大逆罪として生命の喪失と財産の没収によって罰せられた。*herisliz*¹⁵⁾ の定義およびその罰則規定は、[2] の文言では必ずしも明瞭ではなかったが、[3] において初めて明確な規定を見いだした。ここでは *herisliz* の訳語として世良晃志郎氏に従い、「軍隊離脱罪」を充てておく¹⁶⁾。*lingua theodisca* の解釈との関連では、特に斜体字の部分に注意を喚起したい。「それを朕は *teudisca lingua* で *herisliz* と呼ぶ。」

- 13) 正確な年代確定をめぐる議論については Brühl, a. a. O., S. 506 Anm. 336 を参照。
- 14) *MGH Capitularia regum Francorum* I, hg. v. A. Boretius, 1883, ND. Hannover 1984, Nr. 98 S. 205. *BM²*, Nr. 374 S. 168. Vigener, a. a. O., S. 31. Krogmann, a. a. O., S. 17f.
- 15) [2] と [3] では表記が異なるが、以下では後者の表記で統一する。
- 16) H. ミッタイス = H. リーベリッヒ, 世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』改訂版, 創文社 1971年, 171頁および注 9. *herisliz* の詳細については次の文献を参照。
Du Cange, *Glossarium mediae et infimae latinitatis*, Bd. 4, 1883–87, ND. Graz 1954, S. 201. H. Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Bd. 2, 2. Aufl., neubearb. v. Cl. Frhr. v. Schwerin, München-Leipzig 1928, S. 289, 883. Rosenstock (後述 141 頁注 7), S. 64 Anm. 49. *Deutsches Rechtswörterbuch*, Bd. 5, Heft 4, Weimar 1955, Sp. 532f. Ch. U. Schminck, Art. “Herisliz”, in: *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, Bd. 2, Lfg. 9, Berlin 1972, Sp. 92–94.

次に伝承状況について。編者の Alfred Boretius によれば、計 11 種類の写本が伝承されている。このうち最も古いものは 817–823 年の間にイタリアで作成されたものである。teudisca という語の表記は、写本によって teutisca, theudisca あるいは theodisca と多様であるが、[2] の場合と同様その同時代性が疑われたことはない¹⁷⁾。

- 17) ただし、周知のようにカピトゥラリアの MGH 版刊本については、史料批判が不十分であるなど多くの問題点が指摘されている。Vgl., F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?* Weimar 1961, S. 20. また、カピトゥラリアの伝承状況についての詳細な研究も、近年ようやく緒に就いたばかりであり、上記の情報についても今後修正が必要とされるかもしれない。西川洋一「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書」第 3 節「カピトゥラリアの伝承状況」、『北大法学論集(石川教授退官記念特集)』41–5・6, 1991年, 2087–2096 頁を参照。

ところで、*herisliz* の史料事例としては、実は [2], [3] が最初期のものに属する¹⁸⁾。以後、この語はカピトゥラリアにおいて 3 例確認される¹⁹⁾。いずれもカールによって布告されたものであるが、これらの場合 *lingua theodisca* への言及は見られない。ただし、このうち 811 年に布告された Boulogne 勅令の第 4 章は、本稿の主題との関連で特に重要と思われる。

[3-a] Cap. 4 “Quicumque absque licentia vel permissione principis de hoste reversus fuerit, *quod factum Franci herisliz dicunt*”²⁰⁾.

herisliz の内容に関する規定は [3] に比べ簡略化されている。ここでは斜体字の部分に注目を向けおきたい。「かかる行為をフランク人は *herisliz* と呼ぶ。」

18) Kolmer, a. a. O., S. 322.

19) 筆者の知る限り、カピトゥラリア以外の史料ではロタール1世の立法に *eriliz* という語が見える。この事例については別稿において改めて取り上げる。

20) *MGM Capit.* I, Nr.74 S.166. *BM²*, Nr. 464 S. 207f.

残りの2例は、いずれも810年に布告されたアーヘンの巡察使勅令(1)・(2)に見える。

[3-b] アーヘン巡察使勅令(1)の第13章。

Cap. 13 “*Herisliz qui factum habent per fideiussores ad regem mittantur*”²¹⁾.

[3-c] 同勅令(2)の第14章。

Cap.14 “*De his qui herisliz fecerunt, ut fideiussores donent*”²²⁾.

いずれにおいても、*herisliz* を犯した者は保証人の手によって引き渡されることが規定されており、特に [3-b] はその引き渡し先が国王であることを明記している。しかし、*herisliz* がいかなる言語に属していたかについて、これらの文言から直接的な情報を読み取ることはできない。

21) *MGH Capit.* I, Nr.64 S. 153. *BM²*, Nr.451 S.202f.

22) *MGH Capit.* I, Nr.65 S. 154. *BM²*, Nr.452 S.203.

II lingua theodisca と herisliz

さて、[2] と [3]、とりわけ前者の theodisca lingua の解釈をめぐることは、Jacob Grimm 以来現在にいたるまで、おびただしい数の研究者が発言を繰り返してきた¹⁾。ただし、その多くは、「deutsch の起源」に関する議論との関連でなされたものである。この点に詳細に立ち入ることは本稿の目的を越えることになる。以下三つの節では、上記両事例の理解にとって特に重要と思われる論点のみに限定して紹介・検討する。

-
- 1) 主としてゲルマニスト・言語学者による重要な研究は、1840—1965年までについて Hans Eggers 編の論文集に収録されている。Der Volksname Deutsch, hg. v. H. Eggers, (Wege der Forschung, Bd. 156), Darmstadt 1970 (以下, V. N.). 両事例への言及箇所は、同書巻末の事例索引によって容易に検索できる。それ以降の研究についてはさしあたり次の文献を参照。I. Reiffenstein, Bezeichnungen der deutschen Gesamtsprache, in: Sprachgeschichte. Ein Handbuch zur Geschichte der deutschen Sprache und ihrer Erforschung, hg. v. W. Besch-O. Reichmann-St. Sonderegger, 2. Halbbd., Berlin-New York 1985, S. 1717—1727. H. Thomas, Der Ursprung des Wortes Theodiscus, in: Historische Zeitschrift 247, 1988, S. 295—331 (以下, Thomas, Ursprung).
-

ここではまず、lingua theodisca という語句が現われる文章の構造について一瞥する。[2] [3] の中からその部分をもう一度引用してみる。

“quod theodisca lingua harisliz dicitur” (「それは theodisca lingua によって harisliz と呼ばれる。」)

quod nos teudisca lingua dicimus herisliz” (「それを朕は teudisca lingua で herisliz と呼ぶ。」)

lingua theodisca という語句は、いずれにおいても奪格形で用いられており、herisliz という単語が属する言語の呼称を表わしている。他方、両文章とも “quod...” という語句で始まる典型的な挿入文である。すなわち、それぞれの前文中では、軍隊離脱罪に関する規定がラテン語によって書かれている。上記文章は、その内容を非ラテン語つまり lingua theodisca に属する単語 —— herisliz —— によって言い換えているのである。このように [2], [3] の

場合、ラテン語と *lingua theodisca* の対比関係は、本稿の序で紹介した [1] とは異なり、明記されていない。しかし、両言語の対比は上記の言い換えによって間接的に示されていると言えよう²⁾。

2) Vgl., Dove (後注7), S. 311.

なお、上記の二つの挿入文と同様な注釈法は、*lingua theodisca* などの具体的な言語呼称を用いなくとも可能である。以下にその一例を挙げておく。
“in eorum (od. sua) lingua...”, “quod vulgo...dicitur”, “quod...vocant”, “hoc dicunt Alamanni...” usw.³⁾。

3) Vgl., R. Schmidt-Wiegand, *Stammesrecht und Volkssprache in karolingischer Zeit*, in: *Aspekte der Nationenbildung im Mittelalter*, hg. v. H. Beumann-W. Schröder, (Nationes, 1), Sigmaringen 1978, S. 171-203, hier S. 174.

次に、*lingua theodisca* によってラテン語文章に挿入された *herisliz* という語について考えてみる。その語源は、「Althochdeutsch 古高ドイツ語」⁴⁾の「*heri* 軍隊」と「*sliz < sliz(z)an* 割る、裂く、破る」に求められる⁵⁾。したがって *herisliz* を字義通り現代ドイツ語で言えば *Heerschlitze* となる。

4) この概念については第3節で触れる。

5) 上述134頁注16の文献を参照。

ところで *herisliz* が用いられたのは、もっぱら裁判証書あるいはカピトゥラリアなどの法的文章の中においてである⁶⁾。その中でこの語が意味したのは、法的に規定された一個の犯罪行為、すなわち「軍隊離脱罪」である。Alfred Dove は1893年の論文においてこの点に注目し、*herisliz* が特定の術語つまり「Rechtssprache 法用語」であることを指摘した⁷⁾。この指摘は1928年、法史学者 Eugen Rosenstock (1888-1973年) によってその考察の中心に据えられた。その具体的内容は次節で取り上げることにする。*herisliz* が一個の法用語であるという点について、研究者間に異論は見られない⁸⁾。

6) 上述131頁, 134頁および135頁注19を参照されたい。

- 7) A. Dove, Bemerkungen zur Geschichte des deutschen Volksnamens, in : ders., *Ausgewählte Schriftchen vornehmlich historischen Inhalts*, Leipzig 1898, S. 300–324, hier S. 306, (zuerst in : *Sb. d. Bayer. Akad. d. Wiss., phil.-hist. Kl.*, Jg. 1893).
- 8) ここでは、比較的近年の研究のみを挙げておく。G. Tellenbach, Zur Geschichte des mittelalterlichen Germanenbegriffs, in : ders., *Ausgewählte Abhandlungen und Aufsätze*, Bd. 1, Stuttgart 1988, S. 319–339, hier S. 334f., (zuerst in : *Jahrbuch f. Internationale Germanistik*, 7, 1975, S. 145–165). H. Fichtenau, “Barbarus”, “theodiscus” und Karl der Grosse, in : *Lebendige Altertumswissenschaft. Festgabe zur Vollendung des 70. Lebensjahres von Hermann Vetters*, hg. v. M. Kandler-St. Karlwiese-R. Pillinger, Wien 1985, S.340–343, hier S. 342. Reiffenstein, a. a. O., S. 1720. Thomas, Ursprung, S. 302f., 326 mit Anm. 84, 329f. Ders., *frenkisk*. Zur Geschichte von theodiscus und teutonicus im Frankenreich des 9. Jahrhunderts. in : *Beiträge zur Geschichte des Regnum Francorum. Festschrift für Eugen Ewig am 28. Mai 1988*, hg. v. R. Schieffer, (Francia, Beiheft 22), Sigmaringen 1990, S. 67–95, hier S. 73 (以下, Thomas, *frenkisk*). Brühl, a. a. O., S. 196f.

Ⅲ *lingua theodisca* の表記対象 (1) —フランク語—

さて、見解が大きく分れるのは、*lingua theodisca* が“民衆語”という語義のもとに具体的にいかなる言語を指していたのかという問題をめぐってである。[2], [3] の文言からは、この点について直接の証言を得ることができない。両事例では、*lingua theodisca* という概念が何らの注釈もなしに、あたかも自明のものとして用いられているのである。そこで研究者は、間接的情報を頼りにその解明を試みた。その方法は、基本的に二つの視角に大別される。ただし両者は、次節でも述べるように必ずしも互いに排除しあうものではない。

- (1) *herisliz* がいかなる言語に属するかを明らかにすることによって、*lingua theodisca* が表記対象とする言語を画定しようとする視角。
- (2) *lingua theodisca* が用いられた状況に着目し、そこからその表記対象を明らかにしようとする視角。

以下二つの節では、それぞれの視角の具体的内容を紹介・検討していく。

1 用語法上の問題点

その前に本稿における筆者の用語法についてあらかじめ注記しておきたい。筆者は前節において、「Althochdeutsch 古高ドイツ語」という概念を用いて、*herisliz* の語源を説明した。周知のように、ゲルマニスティークにおいて“古高ドイツ語”の時代は、一般に8世紀から11世紀とされる。“古高ドイツ語”は次のような様々な“方言”から構成されている。フランク語（中部フランク語、上部フランク語）、上部ドイツ語（バイエルン語、アレマーン語）およびランゴバルド語¹⁾。ただし、本稿の問題関心の場合、これらの術語があくまでも19世紀に造られたものであること²⁾に留意する必要がある。

1) Vgl., St. Sonderegger, *Althochdeutsche Sprache und Literatur. Eine Einführung in das älteste Deutsch*, 2. Aufl., Berlin-New York 1987, S. 63-67. ただし、分類法は個々の研究者によって異なる。

2) Ebd., S. 11.

筆者の当面の検討課題は、同時代人が *lingua theodisca* という言語呼称のもとに具体的に何を理解していたかを解明することにある。そして、いつどのようにして *theodiscus* という言語呼称の形容詞が「Theodisci ドイツ人」という呼称へと変貌していったのか、その歴史を詳らかにすることが筆者の最終的課題である³⁾。そのためには、前稿以来おこなってきたような個々の史料事例の検証が不可欠となる。ところが、このような検証にとって、上記の様々な近代的術語は必ずしも適当ではないばかりか、ときには危険でさえありうる。なぜならば、これらの術語を無媒介に用いた場合、既に8世紀以降「*deutsche Sprache* “ドイツ”語」なるものについての明確な認識が同時代人の間に存在していたかのような誤解を招く恐れがあるからである⁴⁾。そもそも、上記の様々な“方言”が、いつ頃から部族・地域の枠を越えて、統一的な言語へと向かい始めたのか、という問題は今日なお激しい議論の対象となっているのである⁵⁾。

3) 拙稿1, 2-3頁, 拙稿2, 134-5頁を参照されたい。

4) 例えば, Heinz Thomas は *deutsch* を常に“引用符”付きで用いている。「しかし

ながらこの語の使用は避けるのが最良であろう。」Brühl, a. a. O., S. 204 Anm. 170.

- 5) Vgl., St. Sonderegger, Tendenzen zu einem überregional geschriebenen Althochdeutsch, in: *Aspekte* (137頁注3), S. 229–273. J. Ehlers, Schriftkultur, Ethnogenese und Nationsbildung in ottonischer Zeit, in: *Frühmittelalterliche Studien* 23, 1989, S. 302–317, hier S. 312.

以上のような事情から、筆者にとって重要なのは、可能な限り史料自体の文言に則して theodiscus あるいは lingua theodisca の具体的内容を説明することである。少なくとも“古高ドイツ語”あるいは上記の諸“方言”のみによる解釈は、この場合第一義的な意味をもたない。もとよりこのような概念史的方法を採るに際しては、その有効性とともに限界をも常に認識する必要がある⁶⁾。この点は、今後個々の史料事例を検証していく過程で明らかになっていくであろう。なお、近代の術語を無媒介に中世という時代に持ち込むことの危険性については、次節においてあらためて言及する。

- 6) 「Begriffsgeschichte 概念史」の方法論上の諸問題については H. K. Schulze, Mediävistik und Begriffsgeschichte, in: *Festschrift f. Helmut Beumann zum 65. Geburtstag*, hg. v. K.-U. Jäschke u. R. Wenskus, Sigmaringen 1977, S. 388–405 を参照。

2 ローゼンシュトックの解釈

さて、本節では上記(1)の視角を取り上げる。[2], [3]の文言からは、herisliz という語が lingua theodisca の一つであることが読み取れる。そこで、herisliz が具体的にいかなる言語に属するのかを明らかにすることによって、lingua theodisca の表記対象とする言語を画定しようとするのが、(1)の視角である。ここでは、その一例として既にその名を挙げたローゼンシュトックの研究に焦点を絞る。それはその後の研究史に与えた影響を考慮してのことである。

ローゼンシュトックは、1928年、「我々の民族名 Deutsch とバイエルン太公領の廃止」と題された長大な論文を発表した⁷⁾。彼がこの論文において検

討対象としたのは、主として〔2〕の事例であり、その他の史料事例は補充的に利用されているにすぎない。筆者の理解によれば、ローゼンシュトックの所説は三つの論点によって構成されている。

a) 「deutsch の起源」論。

b) *herisliz* の解釈。

c) 〔2〕の *theodisca lingua* の解釈。

このうち、a) の論点は本稿の考察の外にある⁸⁾。c) の論点は、(2) の視角による解釈の試みであり、次節において取り上げる。本節では b) の紹介・検討に限定する。

7) E. Rosenstock, *Unser Volksname Deutsch und die Aufhebung des Herzogtums Bayern*, in: V. N., S. 32–102, (zuerst in: *Mitt. d. Schlesisch. Gesell. f. Volkskunde*, 29, 1928, S. 1–66).

8) この主張は、同論文の第3節「Deutsch はロマンス語化されていないフランク人の言語を表記する」において展開されている (ebd., S. 43–46)。その内容を要約すると、ライン河左岸のフランク人のうちロマンス語化されていない人々が用いた言語、つまり「Fränkisch フランク語」こそ *theodiscus* の本来の表記対象であった、というものである。「deutsch の起源」をめぐる論争におけるローゼンシュトック説の位置付け、とりわけヴァイスゲルパーの学説形成に対して及ぼしたその影響については、Thomas, *Ursprung*, S. 301–304 および拙稿 1, 6 頁以下を参照されたい。

b) の論点についてローゼンシュトックが主としておこなったのは、タシロ裁判を法制史的観点から分析することである⁹⁾。具体的には、太公の罷免を規定した『バイエルン部族法典』の第2章第8条と788年の訴訟の因果関係、*herisliz* の由来等々が問題とされる。その結論部分のみを要約すると、おおそ次のようになる。タシロに対する死刑判決の唯一の法的根拠は *herisliz* である。*herisliz* はフランク法上の概念である。確かに、〔2-a〕、〔3〕の引用箇所ではローマ法上の概念である大逆罪への言及が見られる。しかし、*herisliz* と大逆罪という二つの法概念の接触は、800年のカールの皇帝戴冠に端を発するものであり、タシロは788年にローマ法上の大逆罪の故に裁かれたのではない¹⁰⁾。タシロはフランク法によって裁かれたのである。それでは、

[2] の theodisca lingua とは何か。herisliz とは一個の術語、すなわち法的な専門表記である。「それゆえ、788年の Theotisca とは“法的に”，“法技術的に”，より正確には“法用語で”を意味したのである！Theotisce = 法用語で。それでは一体誰の法用語で？（それは）まず第一にフランク人の法用語である。」¹¹⁾

-
- 9) Rosenstock, a. a. O., S. 46-80.
- 10) Ebd., S. 71f. 現在の研究状況については O. Hageneder, Das crimen maiestatis. Der Prozeß gegen die Attentäter Papst Leos III. und die Kaiserkrönung Karls des Großen, in: *Aus Kirche und Reich. Studien zu Theologie, Politik und Recht im Mittelalter. Festschrift für Friedrich Kempf*, hg. v. H. Mordek, Sigmaringen 1983, S. 55-79, bes. S. 65ff. を参照。
- 11) Rosenstock, a. a. O., S. 81. なお、ローゼンシュトックは、別の箇所において、「lingua theodisca フランク人の法用語で」と、『サリカ法典』に見える「in mallobergo 裁判所（用語）で」との間の語源上のアナロジーを示唆し、自説の補強を試みている。Ebd., S. 89f. 本稿ではその当否について詳細に立ち入ることはできない。さしあたり以下の文献を参照。R. Wenskus, Bemerkungen zum Thuniginus der Lex Salica, in: ders., *Ausgewählte Aufsätze zum frühen und preußischen Mittelalter. Festgabe zu seinem 70. Geburtstag*, hg. v. H. Patze, Sigmaringen 1986, S. 65-84, bes. S. 78ff., (zuerst in: *Festschrift f. Percy Ernst Schramm*, hg. v. P. Classen - P. Scheibert, Wiesbaden 1964, S. 217-236). Vgl., Thomas, Ursprung, S. 315 Anm. 56.
-

[2] の theodisca lingua は“フランク人の法用語”を意味する。ローゼンシュトックは、このような主張を補強する目的で [3] の事例を引用している¹²⁾。彼は、「quod nos teudisca lingua dicimus herisliz それを朕は teudisca lingua で herisliz と呼ぶ」という文言の中の「nos 朕は」に注目した。ここから、[3] の teudisca lingua とはカール自身にとっての「Muttersprache 母語」、つまり“フランク語”にほかならないと考えたのである。ローゼンシュトックはまた、[3-a] の文言にも言及している¹³⁾。そこでは herisliz がいかなる言語に属するかについて、次のように明記されている。「quod factum Franci herisliz dicunt かかる行為をフランク人は herisliz と呼ぶ。」

12) Ebd., S. 45. Vgl., S. 41.

13) Ebd., S. 45, 70.

さて、ローゼンシュトックの以上の解釈は、その後必ずしも正当な評価を受けてこなかったように思われる。その理由の一端は、彼の研究が、ヴァイスゲルバーによって1930年代末以降発表された一連の研究の陰に隠れてしまったことにある。もう一つの理由は、次節で紹介するようにc)の論点に対する多くの批判の結果、このb)の論点との真摯な対決が等閑にされてきたことに求められよう。しかし、1968年、Hermann Jakobs¹⁴⁾によってローゼンシュトック説の再評価が試みられて以来、彼の見解は再び研究者の注目を集め始めた。そして、b)の論点に関する限り、今日彼の解釈は歴史学者を中心に高い評価を得るにいたっている¹⁵⁾。

14) H. Jakobs, Der Volksbegriff in den historischen Deutungen des Namens Deutsch, in: *Rheinische Vierteljahrsblätter* 32, 1968, S. 86–104.

15) 特にトーマスはその業績を極めて重視している。Thomas, Ursprung, S. 301–303, 313, 324f., 326, 330, Ders., *frenkisk*, S. 73. Brühl, a. a. O., S. 196. Vgl., Tellenbach, a. a. O., S. 335 Anm. 109. Fichtenau, a. a. O., S. 342.

筆者もローゼンシュトックの視角の有効性を基本的に認めるが、同時にいくつかの疑問をも抱いている。まず、ローゼンシュトックがタシロに対する死刑判決の法的根拠を *herisliz* のみに帰したことについて。『フランク王国編年誌』の788年の項は、判決の根拠として763年の *herisliz* のみならず、アヴァール人との結託、誠実宣誓違反など複数の罪状を列挙している¹⁶⁾。このように *herisliz* 以外の罪状をも考慮するならば、ローゼンシュトックの基本主張——タシロはフランク法によって裁かれた——の妥当性についても当然疑問が生じてくる。Lothar Kolmerによれば、タシロ裁判の中心となる訴因は、タシロが787年前後にアヴァール人と結託したことなどによって、カールに対する忠誠義務に違反したことにあった。763年の *herisliz* は、タシロのこのような反フランク的態度全般を象徴する“*Illustrationsbeispiel* 例証”の一つとして引き合いに出されたにすぎない、という¹⁷⁾。他方、そもそも *herisliz*

が初めて史料に現れるのは、まさに788年のタシロ裁判においてである¹⁸⁾。その具体的内容は、801年の“*Capitulare Italicum*”において初めて明文化された。それゆえ、この規定が788年当時どの程度の実効力をもっていたのかは判然としない。いずれにせよ、[2]の *theodisca lingua* の解釈にとって、タシロ裁判の法的根拠を重視する視角はあまり有効といえないのではないか。

16) Vgl., Thomas, Ursprung, S. 310 Anm. 46.

17) Kolmer, a. a. O., S. 325. コルマーの解釈の背景には、タシロ裁判に関する『フランク王国編年誌』の記述全体が反タシロ的傾向で一貫している、との理解がある。この点については次節で触れる。

18) 上述134頁。

次に[3]の解釈について。この場合 *nos* という語の意義を特に重視するのは適当とは思われない。“*Capitulare Italicum*”は、その対象地域をフランク帝国のうちのイタリアに限定している。それゆえ、Heinrich Fichtenau が指摘しているように、“*nos...dicimus*”という表記が採られたのも、*herisliz* という語が当時イタリアにおいてまだ周知されていなかったことによると考えられるのである¹⁹⁾。実際、このカピトゥラリアの文面作成者が、特にカールの母語を念頭に置いたうえで“*nos...dicimus*”という表現を選択したとは考え難いのではないか。

19) Fichtenau, a. a. O., S.342.

最後に、ローゼンシュトックが[2]の *theodisca lingua* の語義を“フランク人の法用語”と解釈したことについて。第2節で確認したように[2]の *theodisca lingua* は、「フランク人の法用語」——*herisliz*——が属する言語の呼称を表わしていた。つまり *theodisca lingua* 自体の語義が「フランク人の法用語」であったのではない。序論において記した通り、その語義は、語源的に見た場合「民衆語」である。そして、この「民衆語」という語義のもとに具体的に表記された言語が「フランク語」であった。要するにローゼンシュトックは、*lingua theodisca* の語義、表記対象とされる言語、および法用語としての *herisliz* の三つを互いに混同しているのである²⁰⁾。

- 20) 現在の研究者の中では例えば Reiffenstein, a. a. O., S. 1720 も同様な混乱に陥っている。従来の研究においてこのような区分の重要性は、意外なことに必ずしも明確に認識されていなかったように思われる。

結局のところ、ローゼンシュトックが挙げる様々な根拠のうち唯一の確かな決め手となるのは、[3-a] の解釈のみである。「quod Franci...dicunt フランク人は…と呼ぶ」等々の文言からは、「lingua Francorum フランク語」という言語呼称が理論的に想定されうる²¹⁾。また、*herisliz* の史料事例は、既述のようにフランク王権に直接由来する史料においてのみ現れている²²⁾。このこともまた、[2], [3] の *lingua theodisca* は“フランク語”を指していたのではないかという推定を間接的に支持するものであろう。ところで、仮にこのように考えた場合、新たな問題が浮かび上がってくる。すなわち、*lingua Francorum* と *lingua theodisca* という両概念の関係である。この点については本稿の末尾で再び立ち戻ることにする。

- 21) 138頁注8に挙げた文献を参照。かかる手法はゲルマニストによっても採用されている。Vgl., G. Baesecke, *Die deutschen Worte der germanischen Gesetze*, in: *Beiträge z. Gesch. d. deutschen Sprache u. Literatur* 59, 1935, S. 1–101, hier S. 17.
22) 上述134頁および注19。

IV *lingua theodisca* の表記対象 (2) —— “ドイツ語” ——

最後に本節では、(2) の視角、すなわち *lingua theodisca* が用いられた状況からその表記対象を明らかにしようとする試みを取り上げる。

この場合、研究者の関心を引いたのは、『フランク王国編年誌』が788年のインゲルハイム宮廷会議の出席者として列挙する諸部族の顔触れである。「フランク人、バイエルン人、ランゴバルド人、ザクセン人および王国の全ての地方からこの会議へと招集された人々。」ここに挙げられているのは、ランゴバルド人を除けば、いずれも後にドイツ王国を構成することになる諸部族の名である。(2) の視角を採る研究者たちは、これらの部族名と [2] の

theodisca lingua の間に一種の因果関係を見いだそうと試みた。以下では、その代表的な例としてローゼンシュトックとヴァイスゲルバーの見解を取り上げる。

1 “exercitus Francorum”

前節において紹介したように、ローゼンシュトックにとって [2], [3] の lingua theodisca は、“フランク人の法用語”を意味していたはずである。ところが彼は、同じ論文の中でインゲルハイムの出席者を「alles Deutsche 全ドイツ人」¹⁾と、また彼らの言語を「deutsch ドイツ語」²⁾とも記している。このような解釈はどうして可能なのであろうか。ローゼンシュトックは、“フランク人の法用語”と“ドイツ語”の双方を結び付けるために一種の媒介項を導入する。それは、「exercitus Francorum フランクの軍隊集会」という概念である。その内容を要約するとおおよそ次のようになる³⁾。

1) Rosenstock, a. a. O., S. 81.

2) 次の段落中の引用文を参照。

3) 以下のまとめは主として Rosenstock, a. a. O., S. 64ff., 75ff., 80ff. に拠る。

ローゼンシュトックによれば、フランクの軍隊にはフランク人のみならずカロリingerによって相次いで征服された諸部族（アレマーン、ランゴバルド、バイエルン、ザクセン）も編入されていた。確かに軍隊の動員は各部族単位でおこなわれた。しかし、これらの諸部族は、あくまでも一個の統一体として“フランク人の軍隊”を構成していたのである。ところで、788年にインゲルハイムに集結したのは、まさにこのような意味でのフランクの軍隊であった。763年にタシロが犯した *herisliz* という行為は、フランクの軍隊集会に対する侮辱を意味した。それゆえ、タシロに対する判決を下したのもフランクの軍隊集会に他ならない。軍隊集会は、国制上の重要な機関として機能していたのである。それでは、かかる場において用いられた theodisca lingua とは何を意味するのか。それは、単に“フランク人の法用語”であるに留まらない。「軍隊はその判決を theodisce で下す。軍隊は deutsch を話す！

lingua theodisca とは軍隊の、とりわけ裁判集会における軍隊の言語である。それは、全部族から成るフランクの軍隊が裁判に集結した際に用いる言語である。⁴⁾

4) Ebd., S. 81.

さて、ローゼンシュトックの第2の見解は、(1)の視角から提示された見解とは対照的に、その後大多数の研究者によって否定的に受けとめられた。批判は主として次の二点に集中した。

a) ローゼンシュトックの視野の狭さ。彼は[2]の事例の意義のみをあまりにも過大に評価し、その結果これ以外の lingua theodisca の事例が考察の対象から外れてしまった⁵⁾。[1]がアングロ・サクソン語を表記していたことは、既に前稿において確認したとおりである。ローゼンシュトックは言及していないが、9世紀になると、lingua theodisca がゴート語やノルマン人の言語を表記している事例さえも現れてくるのである⁶⁾。

5) Vgl. Krogmann, a. a. O., S. 101. L. Weisgerber, Theudisk. Der deutsche Volksname und die westliche Sprachgrenze, in: V. N., S. 103–165, hier S. 115, (zuerst als: Marburger Universitätsreden, Nr. 5, Marburg 1940) (以下, Weisgerber, Theudisk). H. Brinkmann, Theodiscus. Ein Beitrag zur Frühgeschichte des Namens “Deutsch”, in: V. N., S. 183–208, hier S. 184, (zuerst in: *Altdeutsches Wort und Wortkunstwerk. Georg Baesecke zum 65. Geburtstag 13. Jan. 1941*, Halle 1941, S. 20–45).

6) これらの事例は次稿以降において取り上げる予定である。さしあたり Krogmann, S. 23f., 26f. を参照。

b) 「exercitus Francorum フランクの軍隊集会」の意義の過大評価。ヤーコプスによれば、カールの軍隊は必ずしも王国内の全部族を代表していたのではない。そもそも、国制上の機関としての軍隊が、ローゼンシュトックを含めたかつての研究が想定していたほどに重要な機能を担っていたかは疑問であるという⁷⁾。それにもまして問題なのは、ロマンス語を話す王国内の住民がローゼンシュトックの視野から完全に除外されてしまっていることであ

る⁸⁾。近年では、ブリュールがローゼンシュトックの上記の文章——「軍隊はその判決を theodisce で下す。軍隊は deutsch を話す！」——を引用しつつ、次のように断言している。「このようにナンセンスなことを信じる人は今日もはや誰もいない。」⁹⁾

7) Jakobs, a. a. O., S. 92. Vgl., Thomas, Ursprung, S. 303 Anm. 29.

8) Bernd Faulenbach は、ローゼンシュトックの第2の見解が形成された同時代的背景について興味深い指摘をおこなっている。すなわち、ローゼンシュトックは、ハプスブルク帝国という多民族国家の軍隊においてドイツ語が Kommandosprache としての機能を果たしていた事実に着目し、これとのアナロジーにおいてフランクの軍隊を理解したのではないか、というのである。B. Faulenbach, Eugen Rosenstock-Huessy, in: *Deutsche Historiker*, hg. v. H.-U. Wehler, Bd. 9, Göttingen 1982, S. 102–126, hier S. 118f. なお、ローゼンシュトックの生誕100周年を機に著された Hans Thieme の追悼文は、「我々の民族名 Deutsch」論文についてその名を挙げるに留まっている。H. Thieme, Eugen Rosenstock-Huessy (1888–1973), in: *Zeitschrift d. Savigny-Stiftung f. Rechtsgesch. Germ. Abt.*, 106, 1989, S.1–11, hier S. 9.

9) Brühl, a. a. O., S. 197. 筆者の管見する限り、比較的最近の研究でローゼンシュトックの第2の見解を採用しているものとして次の文献がある。H. Wolfram, *Das Fürstentum Tassilos III., Herzogs des Bayern*, in: *Mitt. d. Gesell. f. Salzburger Landeskunde*, 108, 1968, S. 157–179, hier S. 173. Classen, a. a. O., S. 241. Reiffenstein, a. a. O., S. 1720. ただし、このうち前二者は、lingua theodisca の問題を直接の考察対象にした研究ではない。

このように、ローゼンシュトックの第2の見解は今日もはや乗り越えられたものといえよう。しかし、それにもかかわらず筆者がここで敢えて紹介したのは、それなりの理由があつてのことである。それは、単に彼の研究が[2]の事例をめぐる解釈史の出発点に位置する、という事情のみによるものではない。ローゼンシュトック、あるいはその批判者であるヴァイスゲルバーの見解の中には、史料批判と deutsch という語の用法に関する問題点が典型的に現れていると考えたからである。

2 ヴァイスゲルバー説

そもそもローゼンシュトックにとって、lingua theodisca とは、788年にインゲルハイムに集結した“全ドイツ人”の言語の総称、つまり“ドイツ語”であった。そして、両者を結び付ける媒介項としてローゼンシュトックが導入したのが、exercitus Francorum という概念である。

これに対し、ローゼンシュトックを批判したヴァイスゲルバーは、フランク帝国内のゲルマン諸部族の間には共通の「Muttersprache 母語」——lingua theodisca——に基づく共属意識が存在したと主張する。すなわち lingua theodisca とは、これら諸部族の枠を越えた共通の言語の呼称とされるのである¹⁰⁾。このような主張の主要な根拠としてヴァイスゲルバーによって常に引用されるのが、ほかならぬ [2] の事例である。これは、「フランク語、バイエルン語、ランゴバルド語、ザクセン語を含んでいるように思われる。」¹¹⁾ ヴァイスゲルバーは、別の著書の中で同じ事例について限定付きながら「それは明らかに Deutsch を意味している」とも記している¹²⁾。

10) 拙稿 1, 8 頁以下参照。

11) Weisgerber, Theudisk, S. 130 (131) Anm. 66.

12) L. Weisgerber, *Der Sinn des Wortes "Deutsch"*, Göttingen 1949, S. 126. Vgl., ebd., S. 41, 42, 47, 128, 157 u. ö. ただし、ヴァイスゲルバーは、“ドイツ語”の対象範囲がまだ画定されていなかったことへの言及を忘れていない。前注に挙げた論文でも [2], [3] その他の事例に対して引用符付きで “in deutscher Sprache” という訳語を充てている。Weisgerber, Theudisk, S. 129. しかし、別の箇所では [3] について、引用符なしに同じ訳語を用いている。Ebd., S. 131. また788年のインゲルハイムにおける出来事を ein gemeindeusches Handeln と記している。Ebd., S. 150 (151) Anm. 108.

フランク帝国内のゲルマン諸部族間にいつ頃共通の言語について認識が芽生えたのか、という問題はなお今日においても十分解明されていない¹³⁾。この点については、今後、lingua theodisca の事例を検討していく過程であらためて考察する必要がある。それはともかく、両者とも二つの重要な点を見逃していることにおいて共通している。

13) 上述139頁を参照されたい。

3 「フランク王国編年誌」

まず第1に、史料としての『フランク王国編年誌』の傾向性が問題とされねばならない。第1節で述べたように、『同編年誌』の788(791)年以前に属する項は、タシロ裁判の直後、遅くとも791年頃までに成立したと推定される。ところで Peter Classen によれば、『同編年誌』中のタシロに関する記述は、788年の出来事を基軸として再構成された所産であるとされる。すなわち、その著者は、788年のタシロ失脚を終結点として位置付け、これをもとにそれ以前の前史に関する情報を巧みに組み替え、タシロの失脚を彼自身の過失に帰するべく最大限の努力を図ったのである¹⁴⁾。『同編年誌』が「その劇的構成と事件の記述において最も成功した党派的历史叙述」¹⁵⁾といわれる所以である。

14) Classen, a. a. O., S. 235. Vgl., Kolmer, a. a. O., S. 293f. Thomas, Ursprung, S. 311, 312, 328 Anm. 88.

15) Kolmer, a. a. O., S. 326.

したがって、『同編年誌』のタシロに関する記述を解釈する際には、慎重な態度が求められる。上記の4部族名についても同様である。「フランク人、バイエルン人、ランゴバルド人、ザクセン人および王国の全ての地方からこの会議へと招集された人々。」厳密に考えた場合、ここには一つの“虚構”が潜んでいる。『同編年誌』の788年の項は、この4部族名を763年にタシロが犯した *herisliz* を想起した人々として列挙している。ところが、このうちランゴバルド・ザクセン両部族は、763年当時まだフランクの支配下に編入されていなかったのである¹⁶⁾。これはいかに説明されるのであろうか。

16) このことを指摘したのは数多い研究者の中でもトーマスのみである。Thomas, Ursprung, S. 327.

いうまでもなく、タシロ訴訟は極めて政治的色合いの強い裁判であった。それゆえ、カールにとって重要なのは、その判決に対して可能な限り正当性を付与することであった。25年もの前の事件が引証されたのも、このような事情によると考えられる¹⁷⁾。上記の2部族および「王国の全ての地方からこの会議へと招集された人々」が、763年の事件の証人に仕立てあげられた理由もこのような背景から説明されうる。すなわちカールは、彼らを判決発見人として引き合いに出すことによって、死刑判決がカール個人、あるいはフランク人のみによる決定ではなく、諸部族の総意にもとづくものであることを前面に押し出したかったのではないか。

17) 上述143頁におけるコルマーの解釈を参照されたい。

このように考えるならば、(2)の視角の問題性はもはや明らかであろう。なぜならば、『同編年誌』の著者が上記の4部族との関連を特別に考慮したうえで *lingua theodisca* という語句を選択した、とは考え難いからである¹⁸⁾。カールの主眼は、あくまでも裁判の正当性という点に向けられていたのであり、インゲルハイムにおいて4部族の“共通の言語”がことさら問題とされていたのではない。繰り返すまでもなく、[2]の *theodiscus* は786年の[1]に次いで2番目に古い事例である。それゆえ、『同編年誌』の著者が *lingua theodisca* という当時まだほとんど知られていない語句を敢えて用いたとするならば、そこには別の理由があったはずである¹⁹⁾。

18) Vgl., Thomas, Ursprung, S. 311.

19) トーマスはこのような疑問を出発点の一つとして、*theodiscus* の起源をカールによるイタリア政策との関連に求める仮説を提示した。これまで繰り返し挙げてきた Thomas, Ursprung がそれである。本稿では残念ながらその詳細に立ち入ることはできない。

4 “deutsch”

次に問題となるのは、“deutsch”という語の用法である。[2], [3]の *lingua theodisca* をローゼンシュトック、ヴァイスゲルバーのように「*deutsche*

Sprache ドイツ語」と訳すること²⁰⁾は、少なくとも本稿の主題にとって一種のアナクロニズムである。インゲルハイムに集結した4部族を“ドイツ部族”と見なすこと²¹⁾も同様に誤りである。これに類似する誤解はしばしば見られる。例えばカールの母語をフランク語ではなく“ドイツ語”と解すること²²⁾、ひいてはカールを“ドイツ人”と見なすこと²³⁾などである。何故誤りか。「カールの時代には deutsches Volk も deutsche Nation も、いやそもそも今日の意味における deutsch という概念は存在しなかった。カールも彼の敵であったヴィドゥキントも deutsch について考えたことはなかったし、考えることは不可能であった。」

20) 上述147頁, 149頁。この他、一例として次の文献のみを挙げておく。Dove, a. a. O., S. 307. Rau, a. a. O. (132頁注9), S. 57 (『フランク王国編年誌』の現代ドイツ語訳)。W. Betz, Karl der Grosse und die lingua theodisca, in: V. N., S.392-404, hier S. 399, (zuerst in: *Karl der Grosse. Lebenswerk und Nachleben*, Bd. 2: Das geistige Leben, hg. v. B. Bischoff, Düsseldorf 1965, S. 300-306). Classen, a. a. O., S. 241. その他の文献については Brühl, a. a. O., S. 181 mit Anm. 3, 190 Anm. 70 を参照。

21) 上述146頁および149頁注12。Dove, a. a. O., S. 307: 「Vertreter aller deutschen Stämme 全ドイツ部族の代表」。この他, Brinkmann, a. a. O., S. 184. G. Baesecke, Das Nationalbewußtsein der Deutschen des Karolingerreiches nach den zeitgenössischen Benennungen ihrer Sprache, in: V. N., S.324-350, hier S. 333, (zuerst in: *Der Vertrag von Verdun 843*, hg. v. Th. Mayer, Leipzig 1943, S.116-136)。

22) Brühl, a. a. O., S. 181 mit Anm. 4 に多数の文献名が挙げられている。

23) Vgl., ebd., S. 16f., 39ff., 75 mit Anm. 442.

これは、1935年に Martin Lintzel がカールのザクセン戦役の歴史的評価に関連して記した文章である²⁴⁾。ここで述べられていることは、現代の研究者にとってもはや自明のことかもしれない。しかし、“deutsch”というあくまでも歴史の過程において初めて形成された概念を、時間を越えた所与のものとして前提する姿勢は、今日必ずしも完全に払拭されたとはいえない²⁵⁾。「近代に造られた政治的術語をその概念自体がそもそもまだ存在しない時代に無批判のまま持ち込むこと」²⁶⁾がいかに危険であるか、この自明のことをブリュールが1990年においてなお繰り返し訴えなければならなかったのもまた

事実なのである²⁷⁾。

-
- 24) M. Lintzel, *Die Sachsenkriege*, in: *Karl der Große oder Charlemagne? Acht Antworten deutscher Geschichtsforscher*, Berlin 1935, S. 49–65, hier S. 65. なお、この論文集が公刊されるにいたった歴史的経緯について K. F. Werner, *Das NS-Geschichtsbild und die deutsche Geschichtswissenschaft*, Stuttgart et al. 1967, S. 74–78 を参照。
- 25) 例えば、上注20, 21に挙げた文献など。Vgl., Brühl, a. a. O., S. 16f. Fried (後注29), S. 626.
- 26) Brühl, a. a. O., S. 3. Vgl., ebd., S. 2.
- 27) ブリュールのこの主張は900頁以上にも及ぶその大著の主題の一つをなしている。冒頭のエッセイ“Gefahren der Sprache” (S. 1–4) は特に一読に値する。
-

筆者は、「deutsch の起源」に関するおびただしい研究を渉猟する過程において、一部の研究についてそれが時にはある種の不毛な議論に陥っているのではないかとの印象をもつことが少なからずあった。かかる混迷をもたらした原因の一端は、上述のような用語法の混乱と史料の証言能力を越えた過剰解釈²⁸⁾に求められるかもしれない。他方、用語法の問題は、換言するならばそもそも“deutsch”という概念のもとに何を理解するのかという根本的な問いかけへとつながってゆく。近年 Johannes Fried が指摘しているように、この肝心の点についての研究者の理解は、驚くほど曖昧なままなのである²⁹⁾。いずれにせよ、上記のような研究史上の誤謬は、今後さらに他の事例を検討していく過程で再び出会うことになるであろう。

-
- 28) ローゼンシュトックは、Otfrid von Weissenburg の『福音詩』(868年頃)に言及した際に次のように述べていた。「フランク語は当時決して“ドイツ語”の方言と見なされていなかった。なぜならば、そのような“ドイツ語”は存在していなかったからである。」Rosenstock, a. a. O., S. 44. ヴァイスゲルバーの用語法については、上述149頁注12の他、拙稿1, 10頁注28を参照されたい。このようにそれ自体正しい認識にもかかわらず、両者とも同じ過ちを犯してしまったのは、まさに解釈が史料の証言に先行してしまった結果にほかならない。
- 29) J. Fried, *Deutsche Geschichte im früheren und hohen Mittelalter. Bemerkungen zu einigen neuen Gesamtdarstellungen*, in: *Historische Zeitschrift* 245, 1987, S. 625–659, bes. S. 626ff. 同様の観点から“ドイツ史”の再検証を提起したものと

して H. Schulze, *Gibt es überhaupt eine deutsche Geschichte?* Berlin 1989 がある。

結びに代えて——残された課題——

以上の検討を通じて、lingua theodisca の表記対象を画定するという作業には相当の困難を伴うことが理解されたと思う。その最大の理由は、史料が「lingua theodisca とは何か」という点について直接語っていないことにある。したがって、その検討に際しては、史料から読み取れる間接的情報を頼りとするほかない。ところが、このような事情によってむしろ研究者の様々な解釈の入り込む余地が大きくなったともいえるのである。以下では、史料の証言が許す限りでの小括を試みしてみる。

まず、[2], [3] における lingua theodisca という語句について。両事例の場合、lingua theodisca は、herisliz という単語が属する言語の呼称である。herisliz は、「軍隊離脱罪」を意味する“法用語”であり、その語源はいわゆる“古高ドイツ語”に求められる。

次に lingua theodisca の表記対象について。唯一の決め手となるのは、[3-a] の“Franci...dicunt”という文言である。ここから、[2], [3] の lingua theodisca は「民衆語」という語義のもとに「フランク語」を表記していたと帰結されうる。史料からはこれ以上の確実な情報を読み取ることはできない。それにもかかわらず、ときには解釈の先行によって「第2の歴史的事実」¹⁾が容易に形成されうる。第4節では、その一例としてローゼンシュトックとヴァイスゲルバーの解釈を紹介・批判した。

1) Ehlers, a. a. O. (140頁注5), S. 304.

ところで、これまで繰り返し用いてきた「フランク語」とはいかなる概念なのであろうか。そもそも、この概念は、当時の史料において確認されるのであろうか。実は、その最初の史料事例は意外な箇所において見いだされる²⁾。それは、第1節で触れた『伝アインハルト編年誌』の789年の項である。以

下にその文言を挙げる。参考として、『伝アインハルト編年誌』の手本とされた『フランク王国編年誌』の該当部分も併記する³⁾。

『フランク王国編年誌』

『伝アインハルト編年誌』

Inde iter permotum partibus Sclavaniae, quorum vocabulum est Wilze, ... Germania, sedens super litus oceani, quae propria lingua Welatabi, francica autem Wiltzi vocatur.

前者では、カールの軍隊が *Wilze* と呼ばれるスラブ人の地域へと出撃したことが記されている。後者によれば、スラブ系の一部族が、ゲルマニアの海岸地帯に居住していた。彼らは、固有の言語つまりスラブ語で *Welatabi*, 「*francica lingua* フランク語」では *Wiltzi* と呼ばれるという。

2) Vgl., Thomas, Ursprung, S. 320. Ders., *frenkisk*, S. 70f.

3) *Annales regni Francorum* (130頁注1), S. 84f.

既述のように、『伝アインハルト編年誌』の788年の項は、その手本である『フランク王国編年誌』の情報を大幅に簡略化し、4部族の名や *harisliz*, あるいは *lingua theodisca* などの表記を削除していた⁴⁾。ところが、他方において『伝アインハルト編年誌』の筆者は、これに続く789年の項に *francica lingua* という語句を新たに補筆している。この点についてトーマスは『伝アインハルト編年誌』の著者が *theodisca lingua* を *francica lingua* へと“間接的に修正した”のではないかと推定している⁵⁾。

4) 上述133頁。

5) Thomas, *frenkisk*, S. 71.

それはともかく、*lingua theodisca* と *lingua francisca* は、いかなる関係にあるのであろうか。*lingua theodisca* の本来の語義は「民衆語」であり、“フランク語”ではない。ただし、その表記対象に限定して考えた場合、[2], [3]

の *lingua theodisca* は *lingua francisca* の同義語とも理解しうる。ところが、[1] の *theodisce* はアングロ・サクソン語を表記していた。このように見えてくると、*lingua theodisca* とは *lingua francisca* の上位概念であるようにも思われる。

他方、「*lingua francisca* フランク語」とはいかなる概念なのであろうか。これは、部族としてのフランク人の言語に限定されるのか。それとも他部族をも含めたフランク王国民の言語の総称であるのか。これらの疑問は、今後の検討課題のひとつとして残されることになる。